

宇城市公共下水道接続に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）、下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）及び宇城市下水道条例（平成17年宇城市条例第169号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、法第16条又は第24条の規定に基づき開発行為に係る公共下水道への接続について、許可を受けることに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に係る建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
- (2) 開発区域 開発行為をする土地の区域をいう。
- (3) 排水施設 法第2条第2号に規定する施設をいう。
- (4) 公共下水道への接続 開発区域からの排水施設を公共下水道に接続し、公共下水道排水施設に汚水を排除することをいう。
- (5) 法令等 法、令、条例、規程その他の公共下水道への接続に関する法令等をいう。

(許可基準)

第3条 市長は、次に掲げる基準の全てを満たす場合に限り、公共下水道への接続を許可することができる。

- (1) 汚水を自然流下により公共下水道に流入させることができる場合
 - (2) 公共下水道施設の維持管理に支障を及ぼさない場合
 - (3) 排水施設の構造が法令等に定める基準に適合している場合
 - (4) 排水設備（法第10条第1項に規定する排水設備をいう。）から排除される汚水の水質が法令等に定める基準に適合している場合
 - (5) 排水施設を道路（道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第7項に規定する道路をいう。）に設置する場合
 - (6) 全ての利害関係人から同意を得ている場合
 - (7) 関係する各施設管理者との協議が完了している場合
 - (8) 私有地を施工する場合において、全ての土地所有者が土地の使用及び施設の設置並びに帰属後市が維持管理を行うことについて承諾しているとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、公益上特に必要があると市長が認めるものについて、令第17条に定める技術上の基準及び宇城市公共下水道の構造の技術

上の基準等に関する条例（平成25年宇城市条例第18号）に適合するものであるときは、法第16条又は法第24条第2項の規定に基づき、公共下水道への接続を許可することができる。

（許可申請）

第4条 公共下水道への接続の許可を受けようとする者は、公共下水道接続許可申請書（様式第1号）に私有地使用承諾書（様式第2号）を含む関係書類を添えて市長に申請するものとする。

（許可の決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、第3条の規定に照らして適当と認めたときは、公共下水道への接続の許可決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により許可決定をしたときは、前条の申請をした者に対し、公共下水道接続許可決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による許可決定に条件を付することができる。

（変更の許可）

第6条 前条第1項の規定により公共下水道への接続の許可決定を受けた者（以下「接続者」という。）は、同項の決定後、当該決定を受けた公共下水道への接続の内容を変更しようとするときは、前2条の規定に準じて市長に申請し、許可を受けなければならない。ただし、延長の増減等、軽微な変更と認められる内容については、この限りでない。

（工事の施工等）

第7条 接続者は、第5条第1項の規定による許可を受けた後、工事に着手するものとする。

2 接続者は、公共下水道への接続のための設置に係る工事を行うものとし、その工事に係る費用を全額負担しなければならない。

3 前項の規定による工事の施工は、法令等及び市長の指示に基づくとともに、条例第7条に規定する宇城市下水道排水設備指定工事店に登録されているものが行うものとする。

（工事の完了）

第8条 接続者は、工事完了後14日以内に、公共下水道接続工事完了届（様式第4号）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

（工事の検査）

第9条 市長は、前条の完了届を受理したときは、速やかに検査を行うものとする。

2 接続者は、検査後速やかに検査写真を提出するものとする。

（帰属及び管理）

第10条 市長は、前条の検査を行い合格と認めるときは、接続者に公共下水道接続工事完了認定書（様式第5号）により通知するものとする。

2 接続者は、前項の規定による認定を受けた後、速やかに公共下水道施設無償帰属申請書（様式第6号）により、接続者が設置した公共ますまでの施設を市に無償で帰属するものとする。

3 市長は、前項の規定により帰属を引き受けたときは、接続者に対し、公共下水道施設帰属引受書（様式第7号）により通知するものとする。

4 前項の規定による市が帰属を引き受けた日から2年を経過する日まで、施工不良に伴う不良箇所及び破損箇所が発見された場合は、接続者の負担により補修を行うものとする。

（無断接続に対する措置）

第11条 市長は、第4条に規定する申請を行わず下水道へ接続するものに対し、直ちにその事業を停止させ、現状に回復することを命じることができる。

2 前項の規定による損害については、市は責任を負わない。

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

公共下水道接続許可申請書

宇城市長

様

申請者 住所

氏名

電話

施工業者 住所

代表者

電話

指定店番号

公共下水道への接続の許可を受けたいので、宇城市公共下水道接続に関する取扱規程第4条の規定により、次のとおり申請します。

申請場所	
工事目的	
工事内容	
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
利害関係人 （土地所有者 以外の同意が 必要な場合）	住所 氏名 ⑩ （複数人の場合は、別紙任意様式での提出可）
備考	

添付書類

- (1) 位置図
- (2) 計画平面、縦断、構造図
- (3) 登記事項証明書及び公図の写し
- (4) 使用材料承認図
- (5) 私有地使用承諾書（様式第2号）
- (6) その他市長が必要と認めるもの

様式第2号（第4条関係）

私有地使用承諾書

年 月 日付で公共下水道への接続申請を行った以下の土地に、公共下水道施設を布設することを承諾します。新設する公共下水道施設の維持管理については、宇城市における検査合格後に市へ帰属します。また、将来においても遵守事項を守り、異議申し立ていたしません。

所在地	
-----	--

（遵守事項）

- 1 維持管理にかかる道路占用及び掘削について、異議申し立てしない。
- 2 私有地の使用は無償とする。
- 3 私有地の使用期間は、公共下水道としてこの用途を廃止するまでとする。
- 4 私有地の所有権を第三者に譲渡した場合は、その譲渡人に対し本承諾内容全てを継承する。

宇城市長 様

年 月 日

土地所有者 住所

氏名

印

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

宇城市長



公共下水道接続許可決定通知書

年 月 日付けで申請のあった公共下水道への接続について、宇城市公共下水道接続に関する取扱規程第5条の規定により、次の条件を付して許可します。

申請場所	
工事目的	
工事内容	
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

許可条件

- (1) 宇城市下水道条例及び関係法令等を遵守すること。
- (2) 宇城市公共下水道接続に関する取扱規程を遵守すること。
- (3) 市の指示により工事に係る書類及び図面を提出すること。
- (4) 工事の施工に際し、熊本県土木工事施工管理基準、熊本県土木工事共通仕様書、宇城市下水道管渠工事共通仕様書を遵守すること。

様式第4号（第8条関係）

公共下水道接続工事完了届

年 月 日

宇城市長 様

申請者 住所

氏名

電話

施工業者 住所

代表者

電話

指定店番号

年 月 日付け 第 号にて許可決定通知のあったことについて、宇城市公共下水道接続に関する取扱規程第8条の規定により、次のとおり届出ます。

設 置 場 所	
使 用 者	
工 事 内 容	
工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
完 成 年 月 日	年 月 日
検 査 希 望 日	年 月 日
備 考	

添付書類

- (1) 位置図
- (2) 実施平面図、縦断、構造図
- (3) 出来形管理表
- (4) 着工前・しゅん工・施工状況写真
- (5) その他市長が必要と認めるもの

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

宇城市長



公共下水道接続工事完了認定書

年 月 日付けで完了届の提出があった公共下水道接続工事について、宇城市公共下水道接続に関する取扱規程第10条の規定により、検査に合格したことを認定します。

許可決定番号	年 月 日付け	第 号
設置場所		
工事内容		
工事期間	年 月 日 ~	年 月 日
完成年月日	年 月 日	
検査年月日	年 月 日	
備考		

様式第6号（第10条関係）

公共下水道施設無償帰属申請書

年 月 日

宇城市長 様

申請者 住所
氏名
電話
施工業者 住所
代表者
電話
指定店番号

年 月 日付け 第 号にて完了認定のあった施設について、宇城市公共下水道接続に関する取扱規程第10条の規定により無償帰属申請します。

申請場所	
施設概要	
備考	

添付書類

- (1) 実施図面一式のデータが入った CD-R 又は DVD-R
- (2) その他市長が必要と認めるもの

様式第7号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

宇城市長



公共下水道施設帰属引受書

年 月 日付けで申請のあった公共下水道施設無償帰属について、宇城市公共下水道接続に関する取扱規程第10条の規定により、以下の施設を引き受けます。

認 定 番 号	年 月 日付け 第 号
設 置 場 所	
施 設 概 要	
備 考	帰属を引き受けた日から2年を経過する日まで、施工不良に伴う不良箇所及び破損箇所が発見された場合は、接続者の負担により補修を行うものとします。